ニ之ガ斡旋ヲ為ス為ニ労資双方ニ労資併ニ任ニ当ル可キ
全員平等ニ代表ヲ選挙シ而シテ之ヲ以テ労資協調会ヲ
組織セシム

第拾七条

(イ)勤務時間ハ午前八時ヨリ午後五時マデトス可シ

(ロ)昇給ハ年一回五銭以上ノ増給ヲ可シ

(ハ)賞与ハ年二回トシ一回ヲ六月以上トシ次回ヲ十月ニ支給ス可シ

(ニ)年末ニ於ケル外年当ハ本給ノ相当ヲ可シ

(ホ)退職手当ハ一年ヲ以テ一日分トシ勤続二十年ヲ以テ解雇手当ハ給額ノ六

(協調會勞働課)